平成２９年（フ）第７７７号
神戸市須磨区東落合３丁目13番７号ビラ名谷Ｄ－105号
破産者　谷口　彰良
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８８号
神戸市須磨区車字長者平904番地の１　市住２－110号
破産者　江村多恵子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２７号
兵庫県加古川市平岡町新在家182番地の６
破産者　ヒラマツ設備こと　平松　政英
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目67番地２
破産者　安積　久恵
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４５号
兵庫県加古川市野口町北野152番地の１シティハイムトルナーレ201号
破産者　藤原　麻紀
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１号
兵庫県神崎郡市川町屋形488番地
破産者　田谷　千波
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目22番地、従前の住所兵庫県姫路市別所町別所２丁目57番地５
破産者　長谷川晃三
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県姫路市網干区興浜334番地
破産者　河上亜沙美
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７１号
奈良市中山町西２丁目1000番地の１　学園前サンハイツＣ－301号
破産者　柳　　英基
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８７号
奈良県生駒郡平群町若葉台３－７－５、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目15番15号
破産者　衛藤　　剛
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７１３号
広島市南区宇品神田４丁目６番21－104号、開始決定時の住所広島市南区宇品御幸１丁目９番26－1208号
破産者　阿部　　正
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１４号
広島市南区宇品神田４丁目６番21－104号、開始決定時の住所広島市南区宇品御幸１丁目９番26－1208号
破産者　阿部　文子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８６号
広島県安芸郡海田町南幸町８番13号
破産者　野崎設備工業こと　野崎　吉之
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８３号
広島市中区舟入中町８番２－207号
破産者　ＨＯＬＯＮこと　横山みゆき（旧姓正木）
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９９号
広島県大竹市東栄１丁目６番２の201号　県営東栄住宅　２棟
破産者　中林　　誠
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２６号
大分市中島東１丁目４番５号
破産者　日野翔太郎
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目44番30号　諸見里ハイツ306号室
破産者　比嘉　康昭
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２８６６号
神奈川県綾瀬市吉岡275番地（住民票上の住所）
破産者　加藤　秀明
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部